

第2章 障害者等の状況と取り巻く環境

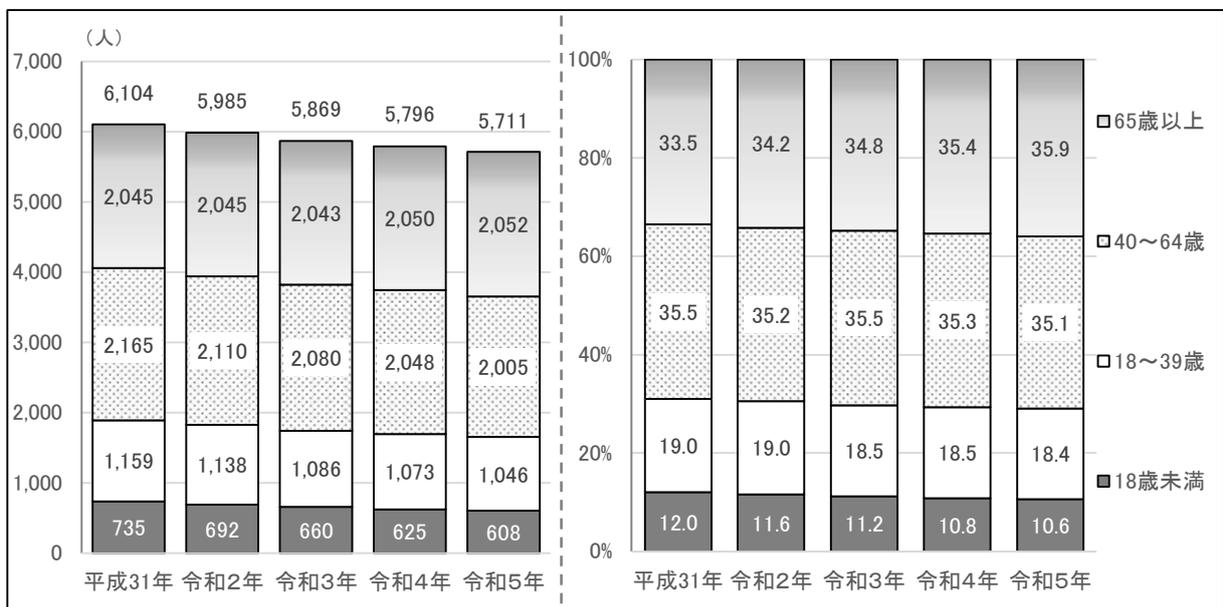
1 総人口・世帯の状況

本町の令和5年4月1日現在の総人口は5,711人で、一貫して減少して推移しており、平成31年と比べ393人減少しています。また、年齢区分別の人口構成比をみると、65歳以上の高齢者人口の割合は35.9%に増加しており、高齢化が進行しています。

世帯数については令和2年以降横ばいで推移しており、令和5年4月1日現在で2,485世帯となっています。1世帯当たり人員は減少傾向にあり、平成31年の2.49人から令和5年には2.30人となるなど、核家族化や独居世帯が増加している状況がうかがえます。

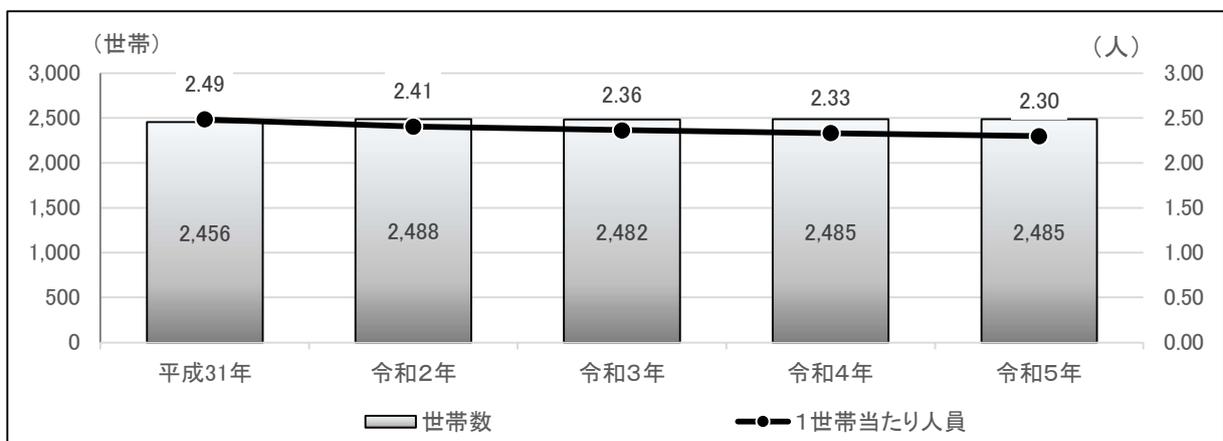
■総人口の推移

■人口構成比の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

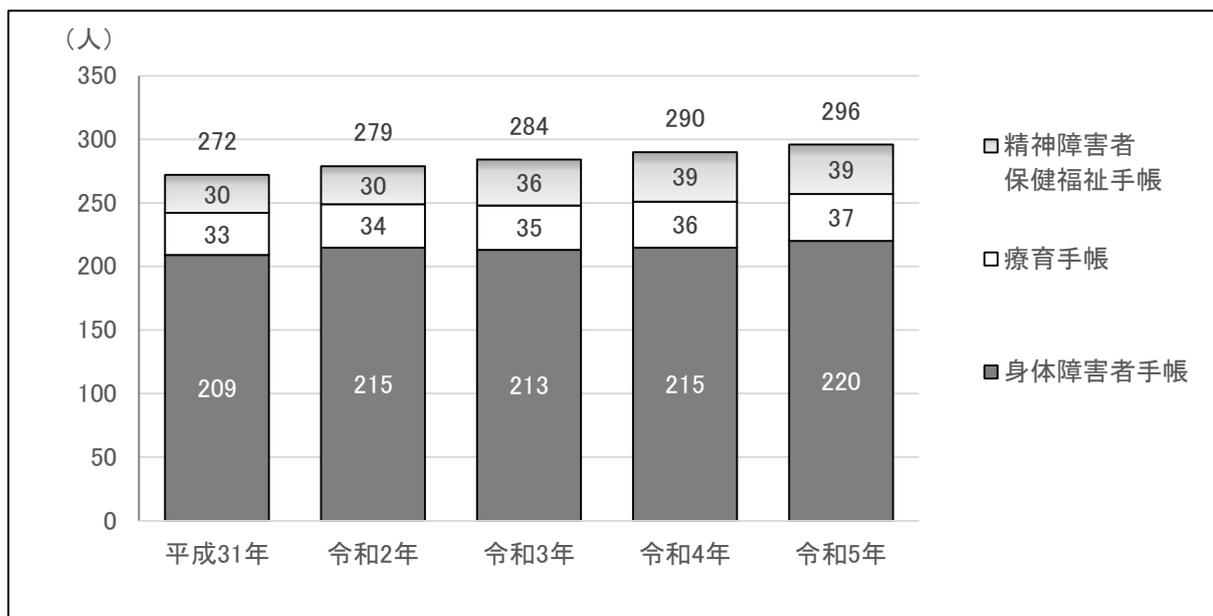
2 障害者手帳所持者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、平成31年は3種合計で272人でしたが、令和5年は296人に増加しています。

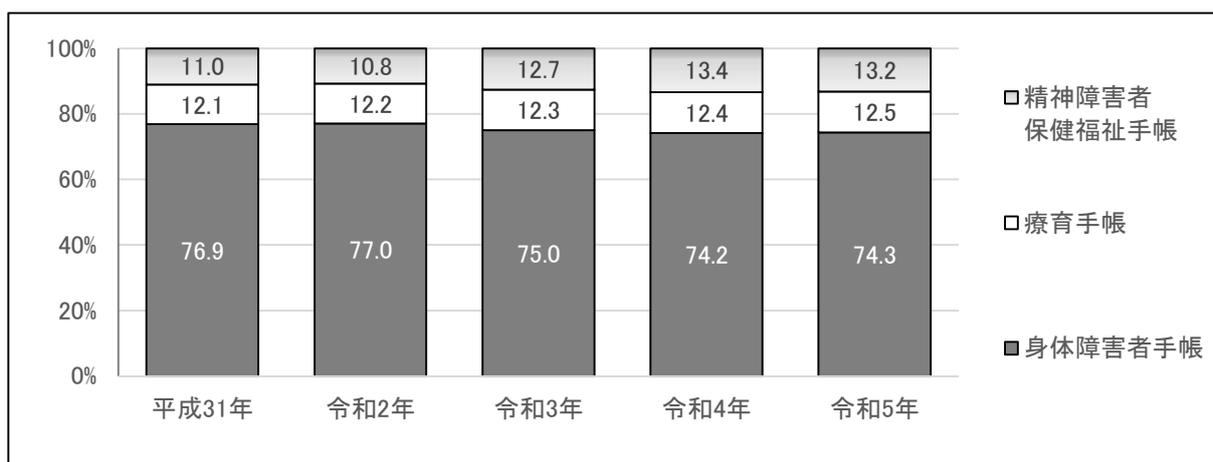
また、障害者手帳所持者割合の推移をみると、令和5年は身体障害者手帳が74.3%と多くを占めているものの、その割合は徐々に減少しており、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

■障害者手帳所持者割合の推移



資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

障害者手帳所持者数の推移を年齢階層別にみると、身体障害者手帳所持者は、40歳以上の区分が増加傾向で推移しています。

療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者については、すべての年齢階層区分で横ばいから微増で推移しています。

■障害者手帳所持者数（年齢階層別）の推移

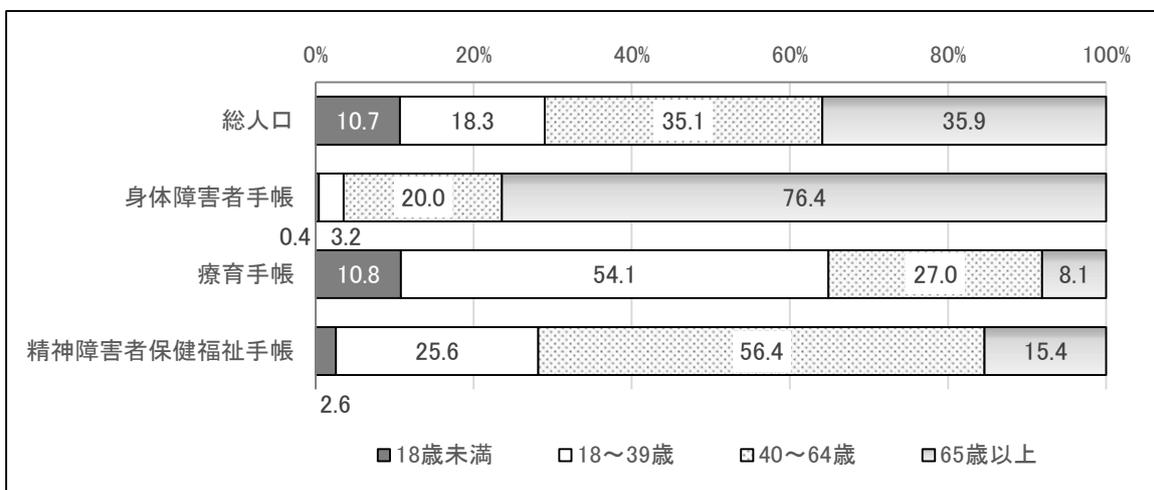
単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者					
18歳未満	0	1	1	1	1
18～39歳	8	7	6	7	7
40～64歳	40	39	44	45	44
65歳以上	161	168	162	162	168
計	209	215	213	215	220
療育手帳所持者					
18歳未満	4	4	2	3	4
18～39歳	18	19	20	20	20
40～64歳	8	8	10	10	10
65歳以上	3	3	3	3	3
計	33	34	35	36	37
精神障害者保健福祉手帳所持者					
18歳未満	0	0	0	1	1
18～39歳	7	7	10	10	10
40～64歳	18	19	22	23	22
65歳以上	5	4	4	5	6
計	30	30	36	39	39

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

また、令和5年の年齢階層別の割合をみると、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は、65歳未満の割合が80%以上となっているのに対し、身体障害者手帳は、65歳以上の割合が76.4%と、高齢化が際立って進んでいることを示しています。

■総人口と障害者手帳所持者の年齢階層別割合（令和5年）



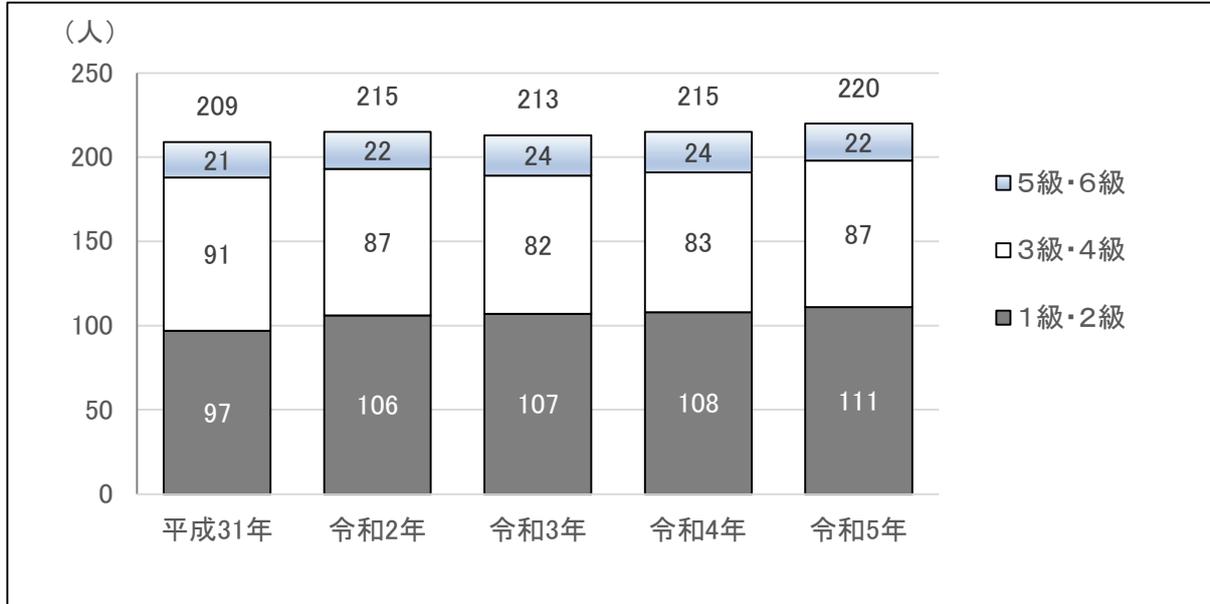
資料：住民基本台帳、保健福祉課（4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数を等級別※にみると、ここ5年間は“重度”となる「1級・2級」の増加がみられ、その割合も約半数を占めて多くなっています。

※等級：身体障害の程度を表す区分。1級に近いほど障害の程度が重いことを示す。

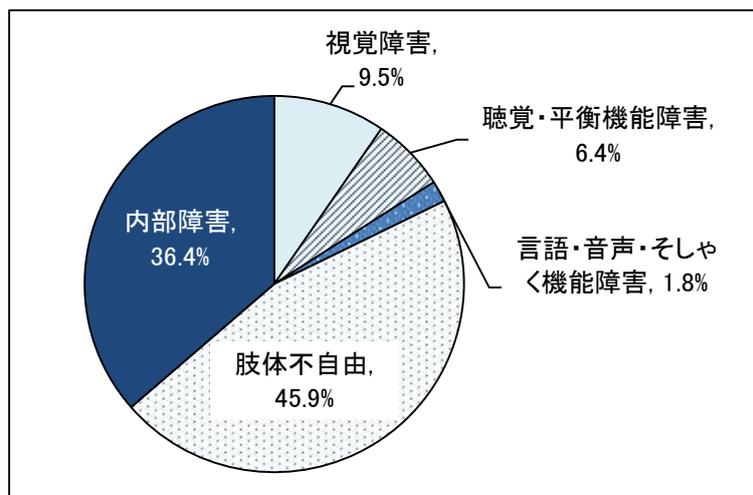
■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移



資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

また、令和5年の身体障害者手帳所持者の部位別割合については、肢体不自由が45.9%で最も多く、続いて、内部障害の36.4%、視覚障害の9.5%、聴覚・平衡機能障害の6.4%、言語・音声・そしゃく機能障害の1.8%の順になっています。

■身体障害者手帳所持者数（部位別）の割合（令和5年）



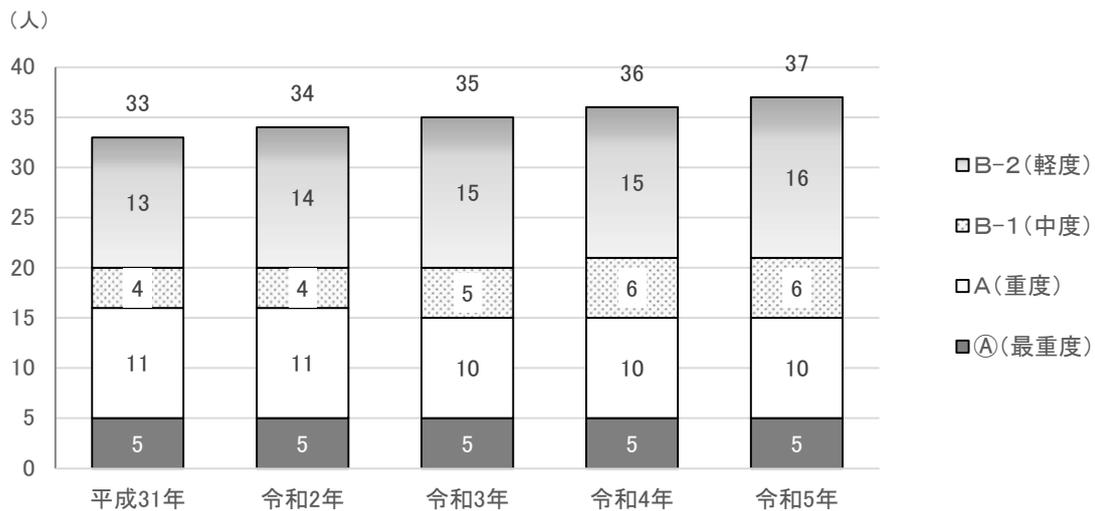
資料：保健福祉課（令和5年4月1日現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数を障害程度別※にみると、「B-1」と「B-2」といった中・軽度の所持者で増加がみられます。

※障害程度：知的障害の程度を表す区分。千葉県では「㊤」が最重度、「A」が重度、「B-1」が中度、「B-2」軽度と区分される。

■療育手帳所持者数（障害程度別）の推移



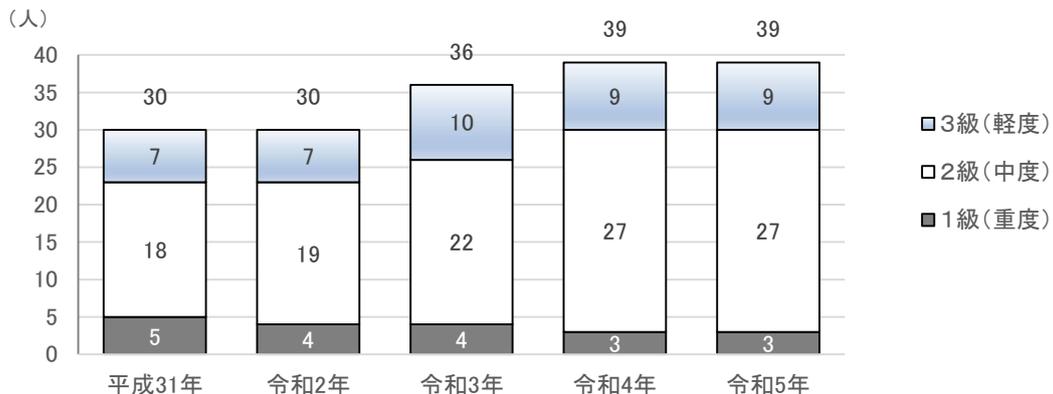
資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別※にみると、「2級」が大きく増加して全体の約7割を占めて多くなっています。

※等級：精神障害の状態を判定するもの。1級に近いほど重度であることを示す。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移



資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

3 自立支援医療受給者の状況

本町の自立支援医療受給者数については、以下のとおりです。

育成医療は令和5年時点で0人、また、更生医療は減少傾向で推移しています。

一方、精神通院医療については、この5年間で24人増加して令和5年は60人となるなど、精神障害者保健福祉手帳所持者を上回る水準で推移しています。

■自立支援医療受給者数の推移

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
育成医療	0	0	2	0	0
更生医療	6	5	5	4	4
精神通院医療	36	45	57	61	60
合計	42	50	64	65	64

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

※育成医療は、18歳未満の身体上の障害を有する児童が指定医療機関において受けた医療（治癒が確実に見込まれるもの）に要する医療費を支給する制度

※更生医療は、18歳以上の身体障害者（人工透析等の継続的な治療をされる人を除く。）で一定の所得未満の方に対し、職業能力や生活能力の回復増進を図るため、現在の障害の程度を除去又は軽減されると期待できる場合に、指定医療機関で行う医療費の一部を助成する制度

※精神通院医療は、精神疾患（てんかんを含む。）で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の人に、通院のための医療費の自己負担を軽減する制度

4 障害児の状況

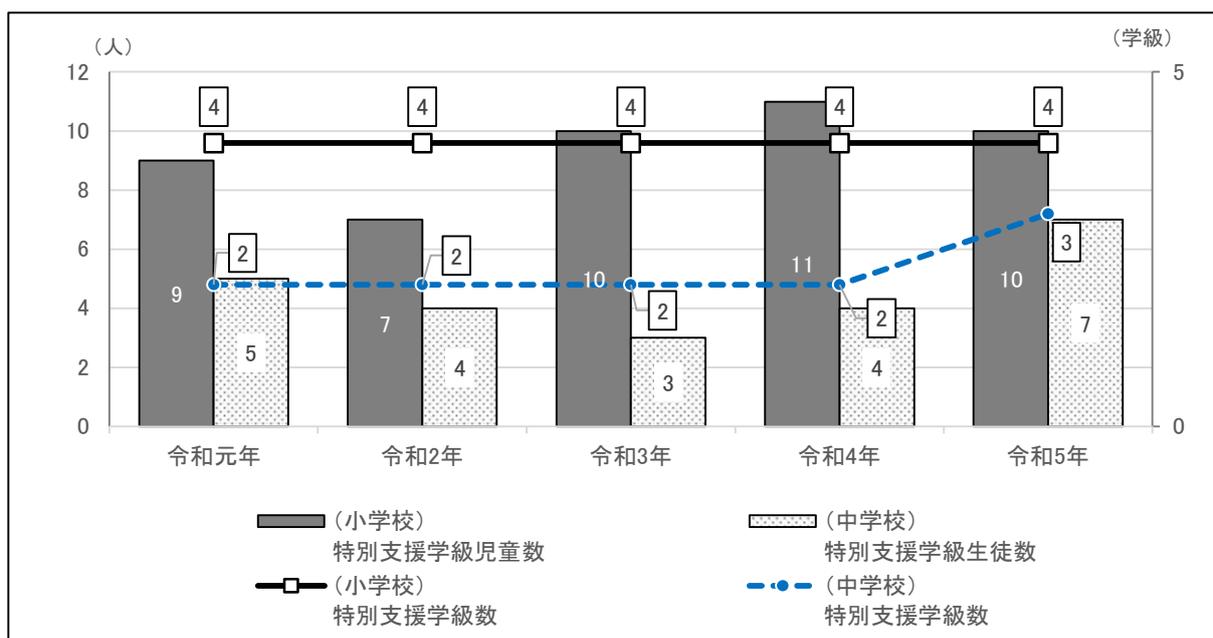
(1) 就学児

令和5年5月1日現在、町立の小・中学校に設置されている特別支援学級は、7学級（小学校4、中学校3）です。

小学校の特別支援学級児童数は10人前後で推移しており、中学校の特別支援学級生徒数は令和5年に3人増加して7人となっています。

このほか、香取特別支援学校（高等部）に3人の生徒が在籍しています。

■特別支援学級の学級数と児童生徒数の推移

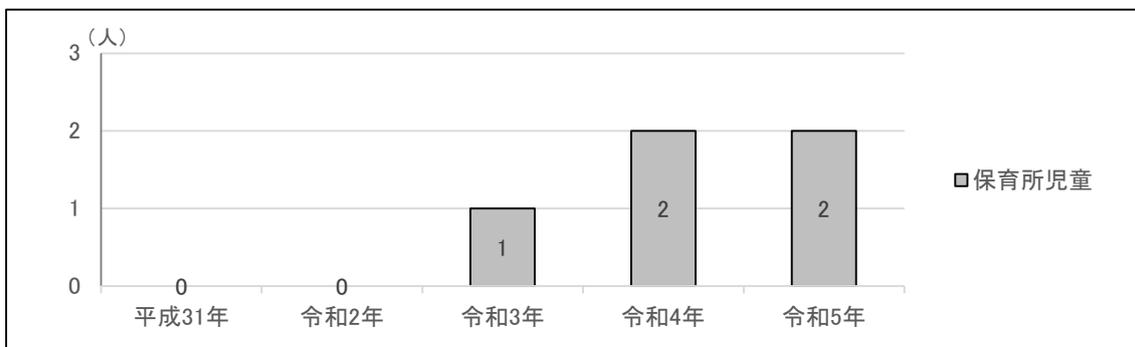


資料：神崎町教育委員会（各年5月1日現在）

(2) 未就学児

令和5年4月1日現在、保育所に通う障害をお持ちの児童数は2人となっています。

■保育所に通う未就学児童の推移



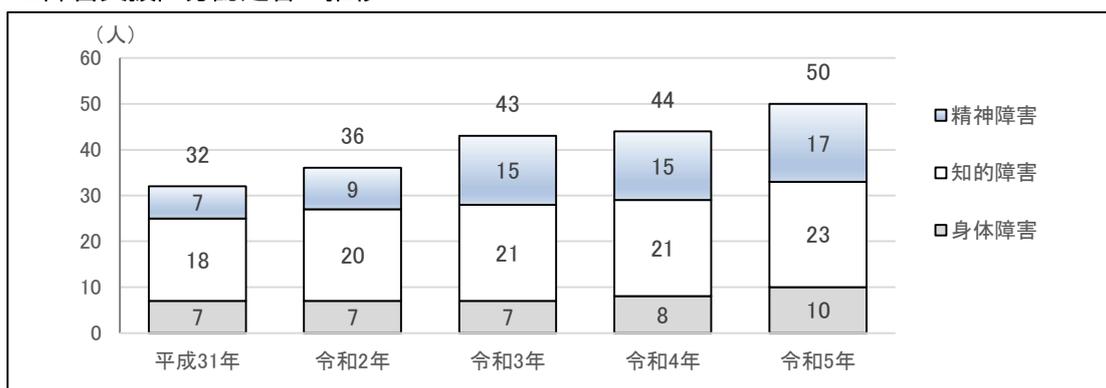
資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

5 障害支援区分認定者の状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要になる場合があります。「障害支援区分」は必要とされる支援の度合いを総合的に示すもので、数字が大きくなるほど多くの支援を要することを示しています。

障害支援区分の認定者数は年々増加しており、令和5年は、知的障害が23人で最も多く、次いで精神障害の17人となっています。障害者手帳所持者の障害の種別の割合を踏まえると、身体障害の認定取得率の低さが際立つ形となっています。

■障害支援区分認定者の推移

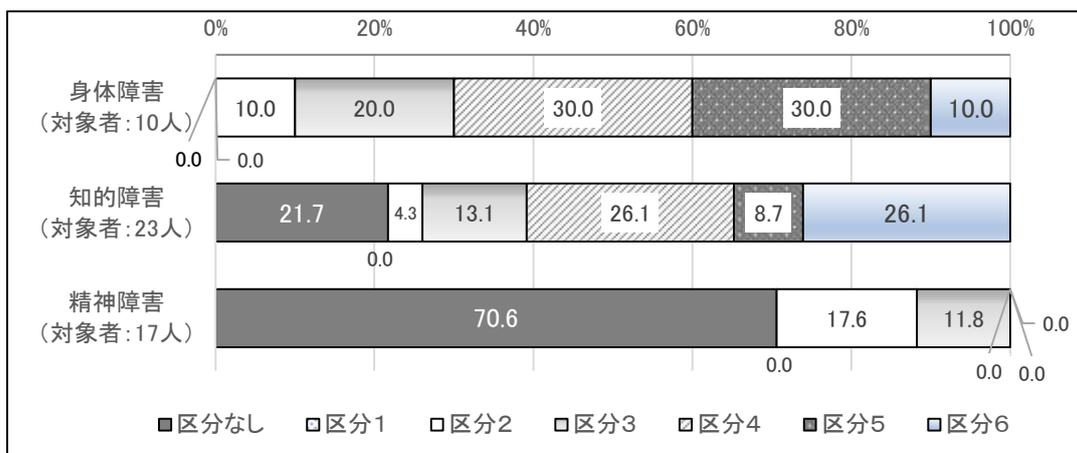


注) 複数の障害がある場合には、主たる障害で計上

資料：保健福祉課（各年4月1日現在）

一方、令和5年の障害福祉サービス等の支給決定状況を障害の種別に比較すると、身体障害や知的障害では、障害支援区分は比較的高い（区分5や区分6）サービスを利用している状況がうかがえます。また、精神障害では、区分なしが70.6%で半数以上を占めているなど、障害支援区分を必要としない、あるいは比較的支援区分が低いサービスを利用する傾向がみられます。

■障害の種別・障害福祉サービスの支給決定状況（令和5年）



注) 複数の障害がある場合には、主たる障害で計上

「区分なし」には、区分が必要ではないサービスを利用している人を計上

資料：保健福祉課（令和5年4月1日現在）

6 アンケート調査からみる課題やニーズ

(1) 調査の実施概要

町民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるため、暮らしの状況や福祉サービスの利用、将来の希望等についてのアンケート調査を実施しました。

調査方法及び配付・回収結果

項目	内容
調査対象・抽出法	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証の所持者及び特別児童扶養手当受給者の中から無作為で抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収
調査時期	令和5年7月
調査地域	神崎町全域
配付・回収結果	配付数:285 有効回収数:136 回収率:47.7%

【調査結果のグラフ・表の表記について】

- ①比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下2位を四捨五入して算出しています。従って、合計が100%にならない場合もあります。
- ②基数となるべき実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出しています。
- ③複数回答の項目(質問の終わりに【複数回答】とある問)については、一人の回答者が2つ以上の回答を出してもよい問であり、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率算出を行っています。このため、比率計が100%を超えることがあります。
- ④クロス集計表の表側(分類層)の実数(人数)は、無回答を除いた数を表記しているため、各層の実数と集計対象総数が一致しないことがあります。なお、障害の種類については、重複を含む数を表記しているため、実数(人数)の合計と集計対象総数が一致しないことがあります。
- ⑤クロス集計表については、各区分で高い比率第1位のを網かけしています(無回答を除く)。
- ⑥図表中では、スペースの都合で選択肢名などを一部省略している場合があります。
- ⑦「前回調査」となっている部分は、前期計画策定時の調査結果(令和2年10月)と比較しているものです。

(2) 主な調査結果

調査結果については「神崎町 障害のある方の福祉に関するアンケート調査結果報告書」にてとりまとめており、以下に主なアンケート調査結果を示します。

① 回答者の障害の種類と年齢区分

所持している手帳や受給者証等についての回答から、障害の種類を区分すると「身体障害」が70.1%、「知的障害」が8.0%、「精神障害」が19.0%、「無回答等」が2.9%となっています。

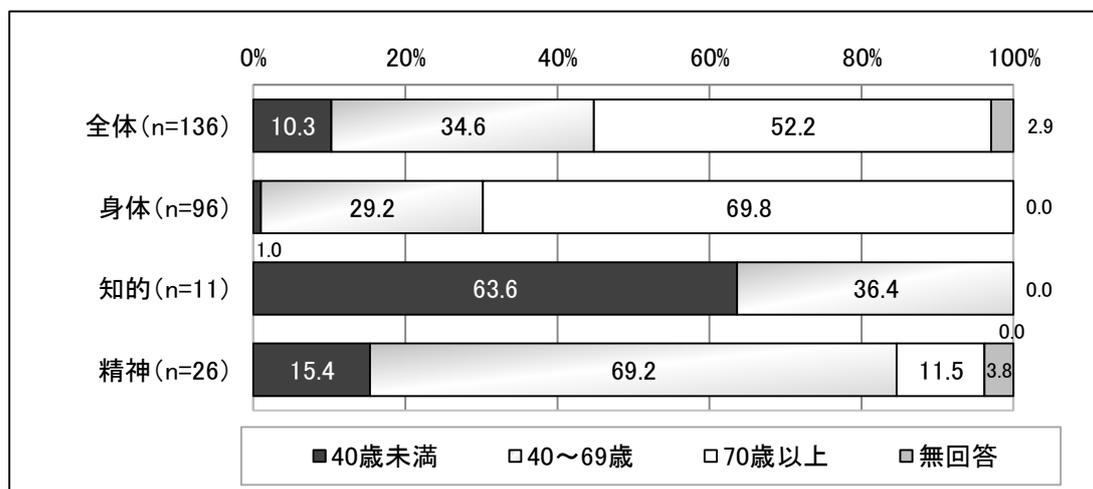
障害の種類区分

区分	n	%
身体障害	96	70.1
知的障害	11	8.0
精神障害	26	19.0
無回答等	4	2.9

注)「無回答等」は、当該設問に無回答の人、あるいは「身体障害」「知的障害」「精神障害」に区分できない人。なお、手帳等は複数の種類を所持している人がおり、重複してカウントしているため、回答者数の合計とは一致しない。

対象者の年齢区分は、「40歳未満」が10.3%、「40～69歳」が34.6%、「70歳以上」が52.2%となっています。

年齢（全体・障害の種類別）

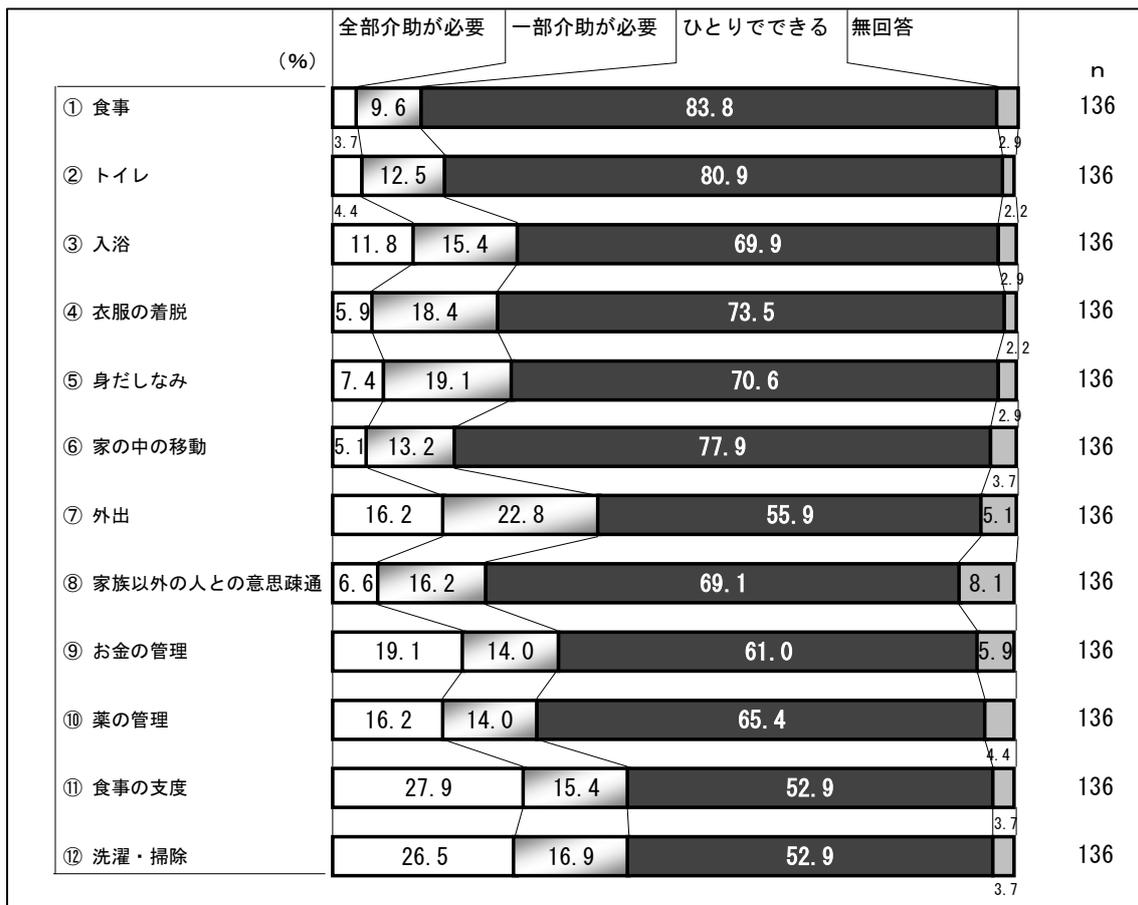


② 日常生活に必要な支援

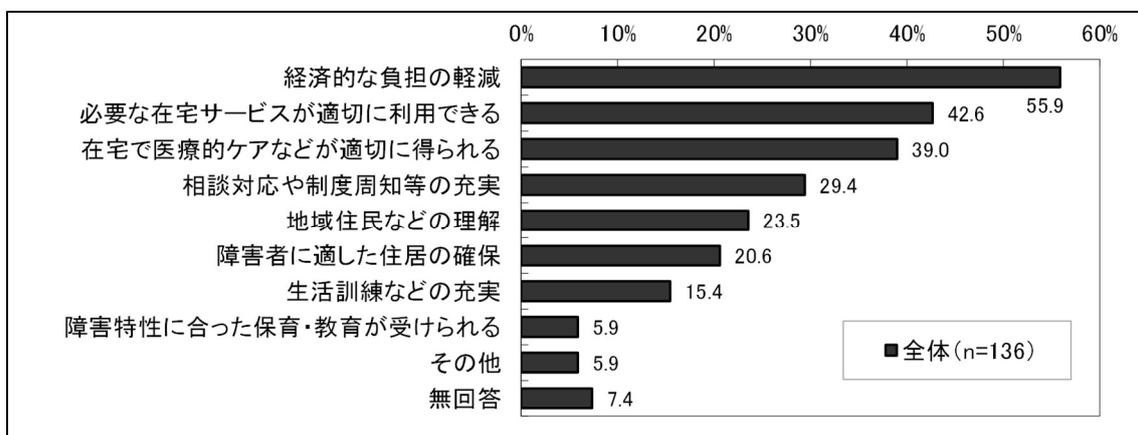
日常生活での必要な支援について、“介助が必要”（「全部必要」と「一部必要」の合計）をみると、他の項目に比べて「⑪食事の支度」「⑫洗濯・掃除」が40%台で多く、「⑦外出」についても約40%で多くなっています。

また、地域で生活するためにあるとよいと思う支援としては、「経済的な負担の軽減」が50%台半ばで最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できる」「在宅で医療的ケアなどが適切に得られる」など、在宅での支援を求める回答が続いています。

日常生活について（全体）



地域で生活するためにあるとよいと思う支援（全体／複数回答）

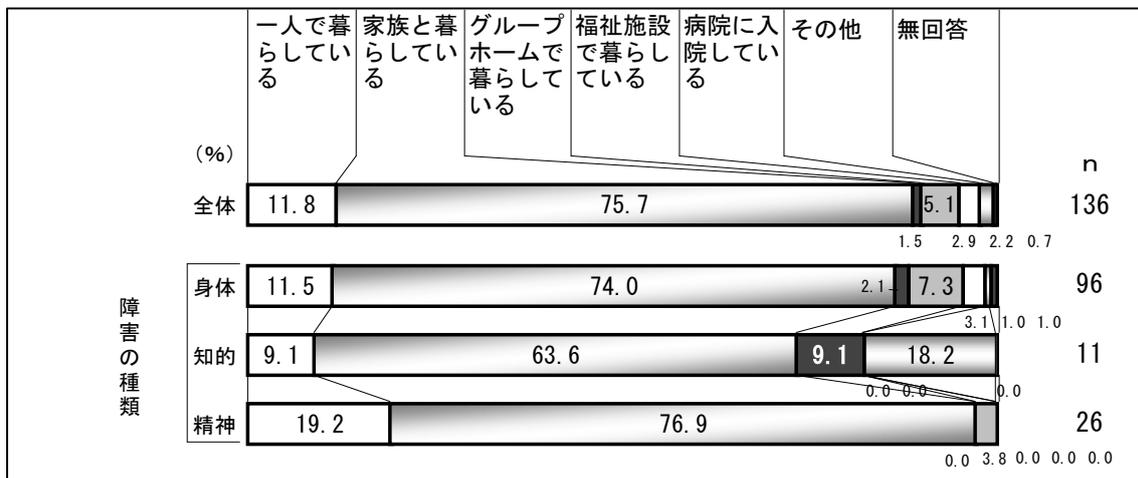


③ 将来の暮らしの希望

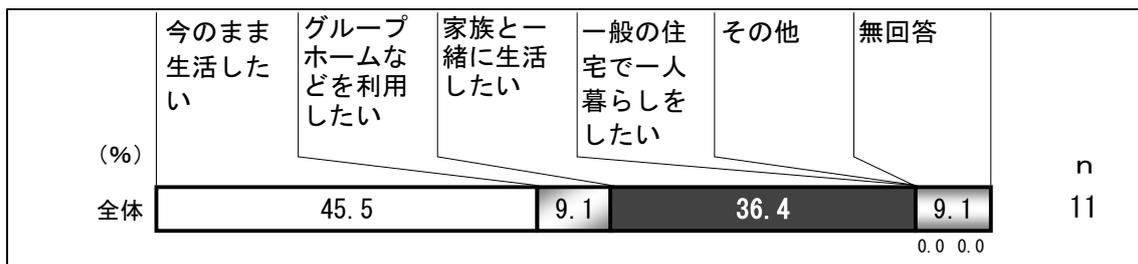
現在の暮らしの状況については、「家族と暮らしている」が最も多く、次いで「一人で暮らしている」となっています。障害の種類別でも、すべての障害で「家族と暮らしている」が最も多くなっていますが、知的障害では「グループホームで暮らしている」が9.1%、また、精神障害では「一人で暮らしている」が19.2%と、他の障害に比べて多くなっています。

また、「福祉施設で暮らしている」及び「病院に入院している」と回答した人に、将来自宅やグループホーム等で暮らしたいか尋ねたところ、「今のまま生活したい」が45.5%と、現在施設に入所している人等の半数程度は継続して福祉施設等のサービスを利用していきたいという意向であることがわかります。一方、「家族と一緒に生活したい」という回答も36.4%となっており、地域への移行ニーズが一定程度あることがわかります。

現在の暮らし方（全体・障害の種類別）



将来自宅やグループホームで暮らしたいか（福祉施設に入所している人等全体）

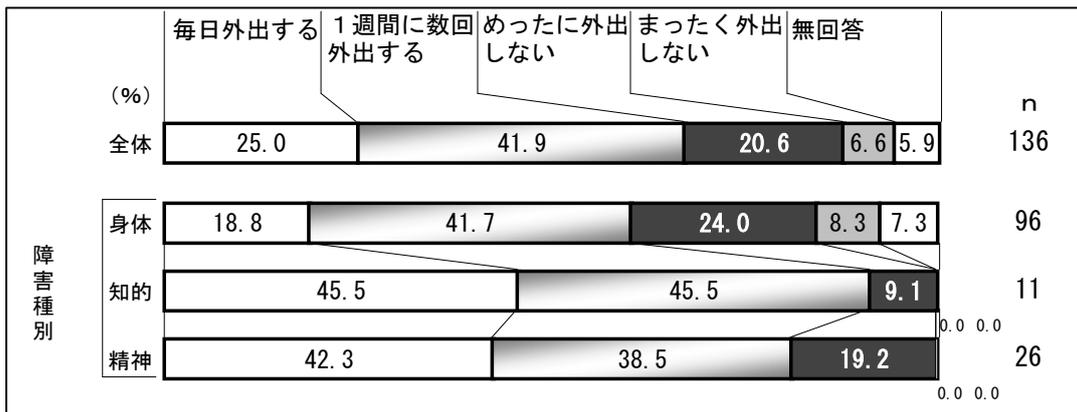


④ 外出環境

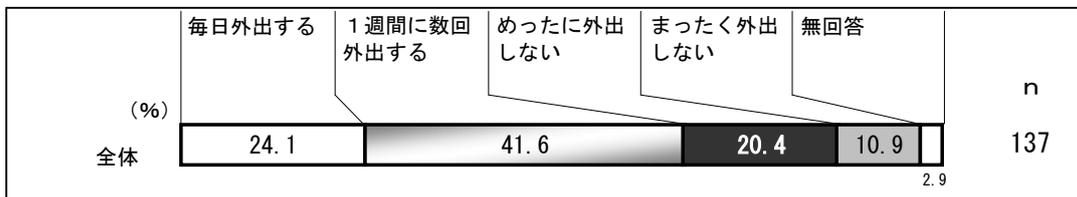
外出頻度については、全体では前回調査と比べても大きな変化はなく、「1週間に数回外出する」が41.9%で最も多くなっていますが、障害の種類別で見ると、知的障害では「毎日外出する」が45.5%で「1週間に数回外出する」と並んで多く、精神障害でも「毎日外出する」が42.3%で最も多くなっています。

また、外出するときに困ることについては、「公共交通機関が少ない」が最も多く、続いて「道路や駅に階段の段差が多い」「困ったときにどうすればいいのか心配」などの順となっています。

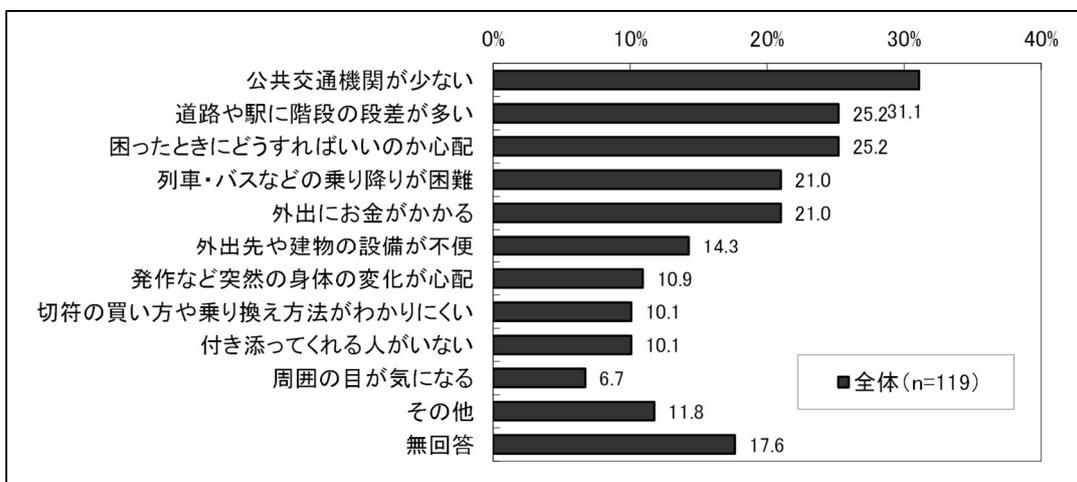
外出の頻度（全体・障害の種類別）



（前回調査結果）



外出するときに困ること（全体／複数回答）



⑤ 就労支援

平日の日中の過ごし方として「収入を得る仕事をしている」人は、全体の18%程度(25人)となっていますが、その勤務形態を尋ねたところ、「非常勤職員、派遣職員」が44.0%で最も多く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件が同じ」の36.0%となっており、正社員で障害者への配慮がある環境で働いている人は8.0%となっています。

また、収入を得られる仕事に就くために、職業訓練などを受けたいかについては、「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」が多くなっているものの、比較的年齢層の若い知的障害では「すでに職業訓練を受けている」が36.4%と多くなっているほか、精神障害では「職業訓練を受けたい」が23.1%と、他の障害に比べて多くなっています。

勤務形態（全体）

(%)	正職員で他の職員と勤務条件が同じ	正職員で障害者配慮がある	非常勤職員 派遣職員	自営業、農林水産業など	その他	無回答	n
全体	36.0	8.0	44.0	0.0	0.0	0.0	25

仕事に就くために職業訓練などを受けたいか（全体・障害の種類別）

(%)	すでに職業訓練を受けている	職業訓練を受けたい	職業訓練を受けたくない、受ける必要はない	無回答	n
全体	6.6	8.8	50.0	34.6	136
障害種類					
身体	5.2	1.0	54.2	39.6	96
知的	36.4	9.1	45.5	9.1	11
精神	19.2	23.1	34.6	23.1	26

なお、就労支援として必要なこととしては、「職場の上司や同僚の障害への理解」が最も多くなっていますが、これを障害の種類別で見ると、身体障害では「通勤手段の確保」が、知的障害では「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が「職場の上司や同僚の障害への理解」と並んで最も多くなっているなど、通勤手段や雇用環境への配慮を求める回答も多くなっています。

就労は、収入を得る手段であると同時に、社会参加を実現する場の1つであることから、あらゆる人が自身の状況に合わせた多様な働き方ができるよう、職場における障害への理解を深めていく取組と合わせて、企業等における障害の種類に応じた合理的配慮の実践が求められます。

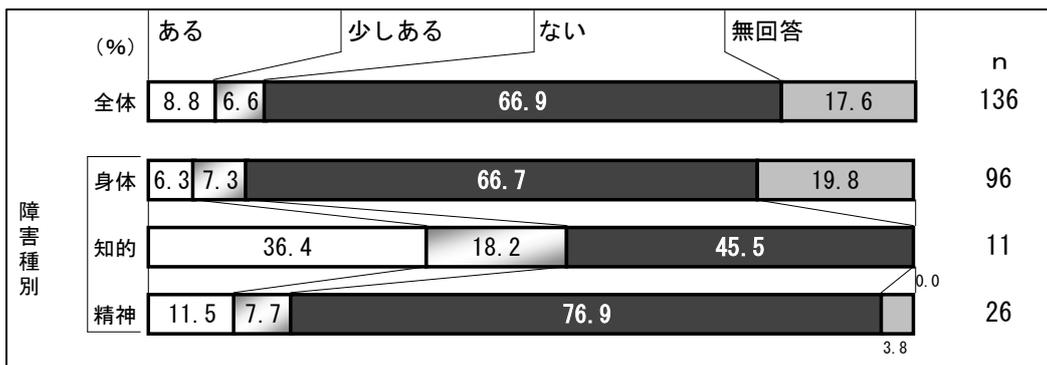
障害者の就労支援として必要なこと（全体・障害の種類別／複数回答）

	合計	通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	在宅勤務の拡充	職場組織全体の障害者理解	職場の上司や同僚の障害への理解	職場で介助や援助などが受けられる	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携		
全体	136 100.0%	49 36.0%	27 19.9%	47 34.6%	25 18.4%	52 38.2%	49 36.0%	28 20.6%	28 20.6%		
障害種別	身体	96 100.0%	31 32.3%	21 21.9%	28 29.2%	16 16.7%	31 32.3%	28 29.2%	21 21.9%	14 14.6%	
	知的	11 100.0%	7 63.6%	3 27.3%	8 72.7%	4 36.4%	8 72.7%	7 63.6%	7 63.6%	5 45.5%	
	精神	26 100.0%	10 38.5%	3 11.5%	10 38.5%	6 23.1%	12 46.2%	12 46.2%	3 11.5%	7 26.9%	
	合計	企業ニーズに合った就労訓練	職場外での相談対応、支援	親や兄弟がいる地元で働ける・通える	その他	無回答					
全体	136 100.0%	16 11.8%	28 20.6%	21 15.4%	5 3.7%	53 39.0%					
障害種別	身体	96 100.0%	10 10.4%	14 14.6%	11 11.5%	3 3.1%	47 49.0%				
	知的	11 100.0%	2 18.2%	3 27.3%	5 45.5%	0 0.0%	0 0.0%				
	精神	26 100.0%	3 11.5%	9 34.6%	5 19.2%	2 7.7%	3 11.5%				

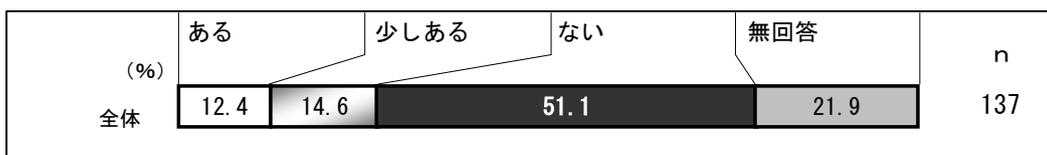
⑥ 障害への理解の促進・権利擁護

障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあるかについて、“ある(「ある」と「少しある」を合わせた割合)”は15.4%となっており、前回調査に比べると徐々に障害に対する理解が浸透していている状況がうかがえます。一方、障害の種類別にみると、知的障害では、差別や嫌な思いをする(した)ことが“ある”の割合が半数を超えて多くなっています。

差別を受けたり嫌な思いをしたこと（全体・障害の種類別）

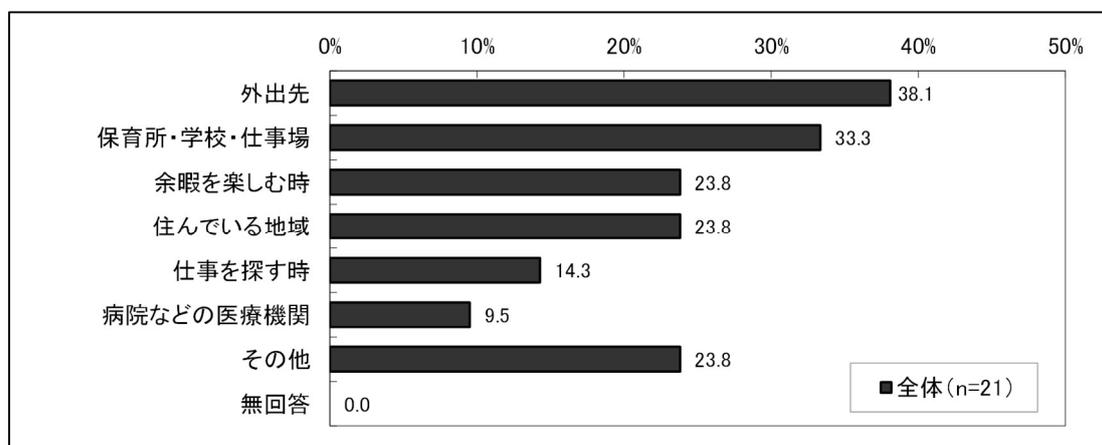


(前回調査結果)



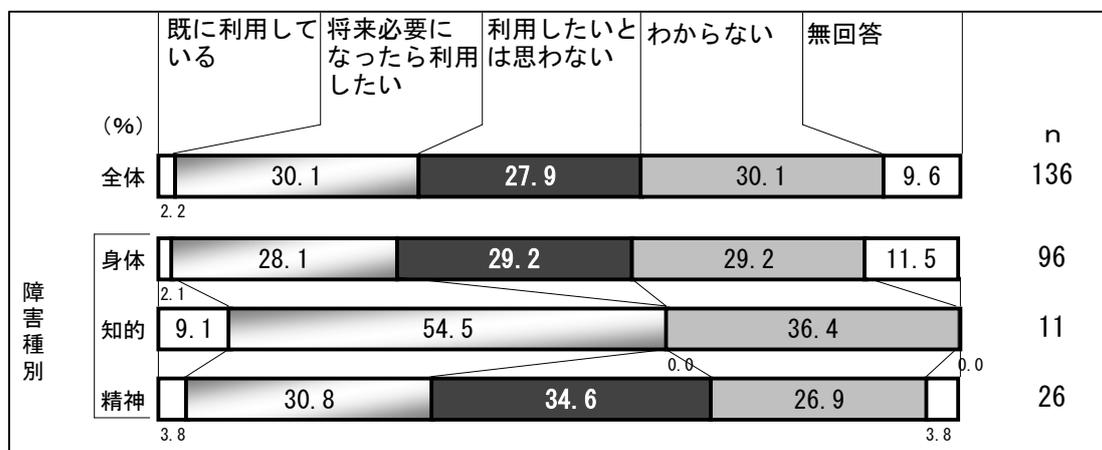
また、差別や嫌な思いをする（した）ことが“ある”と回答した人の差別を受けたり嫌な思いをした場所については、「外出先」や「保育所・学校・仕事場」が多くなっており、広く町民を対象に障害に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人とない人が交流する機会の創出などにより、お互いの理解を深めていくことが重要です。

差別を受けたり嫌な思いをした場所（全体／複数回答）

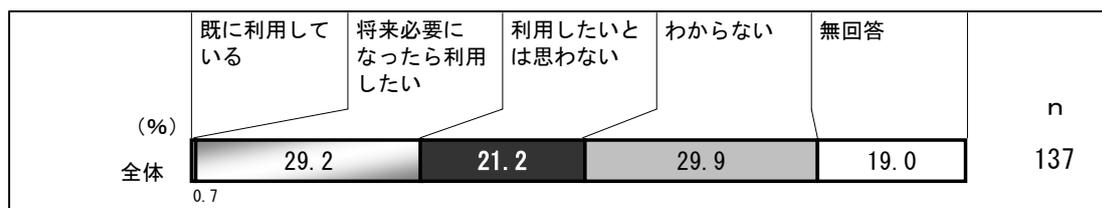


なお、成年後見制度の利用意向については、前回調査と比べても大きな変化はみられませんが、今回の調査では「わからない」と「将来必要になったら利用したい」が30.1%となっており、比較的多くの方が利用する意向を示しています。

成年後見制度の利用意向（全体・障害の種類別）



（前回調査結果）

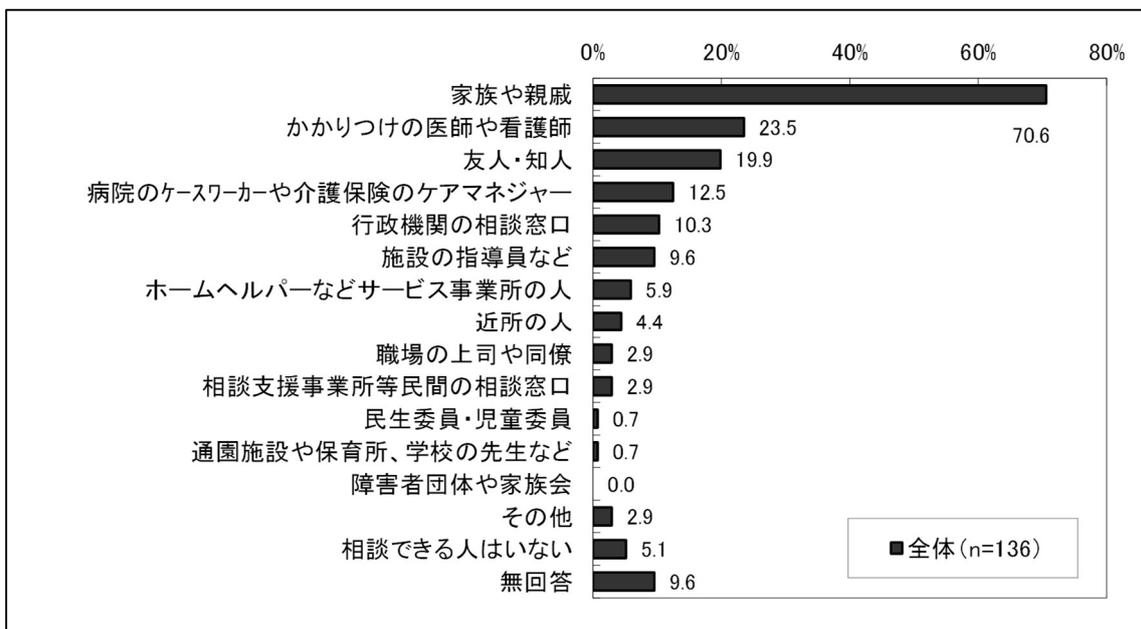


⑦ 相談支援・情報入手

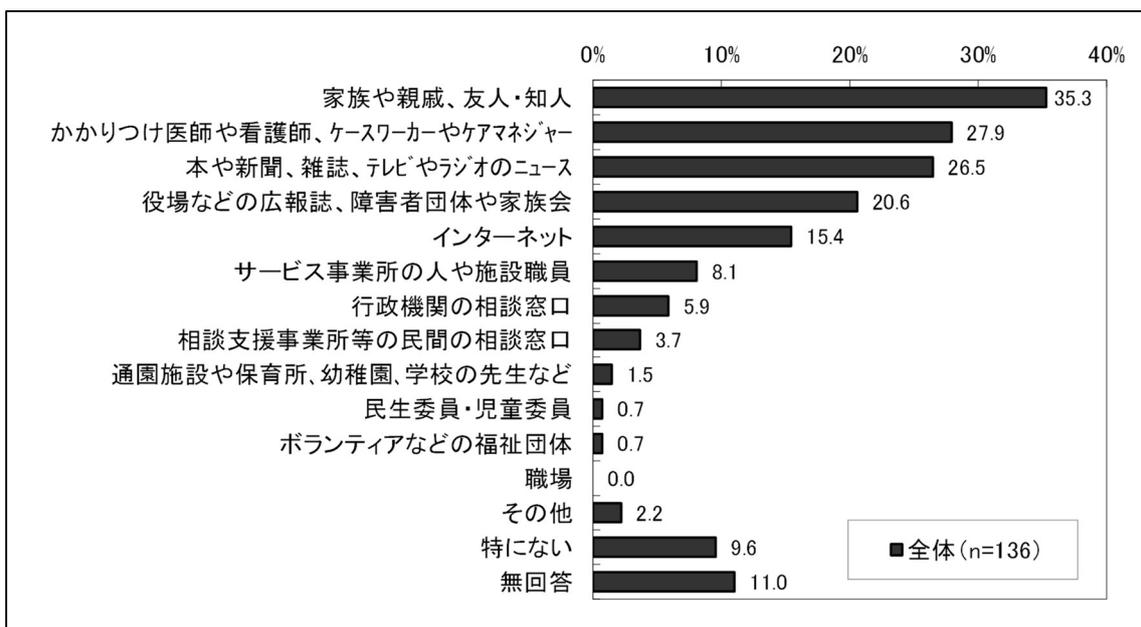
悩みや困ったことの相談相手については、「家族や親戚」が最も多く、障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先も「家族や親戚、友人・知人」が最も多くなっているなど、行政機関の相談窓口が十分に活用されていない状況です。

また、相談先として「相談できる人はいない」と回答した人や、情報の入手先についても「特になし」と回答した人も一定数いることから、こうした相談窓口において障害のことや福祉サービスに関する情報をより容易に入手できるよう、体制を整備していくことが重要であると考えられます。加えて、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図っていくことも求められます。

悩みや困ったことの相談先（全体／複数回答）



障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先（全体／複数回答）

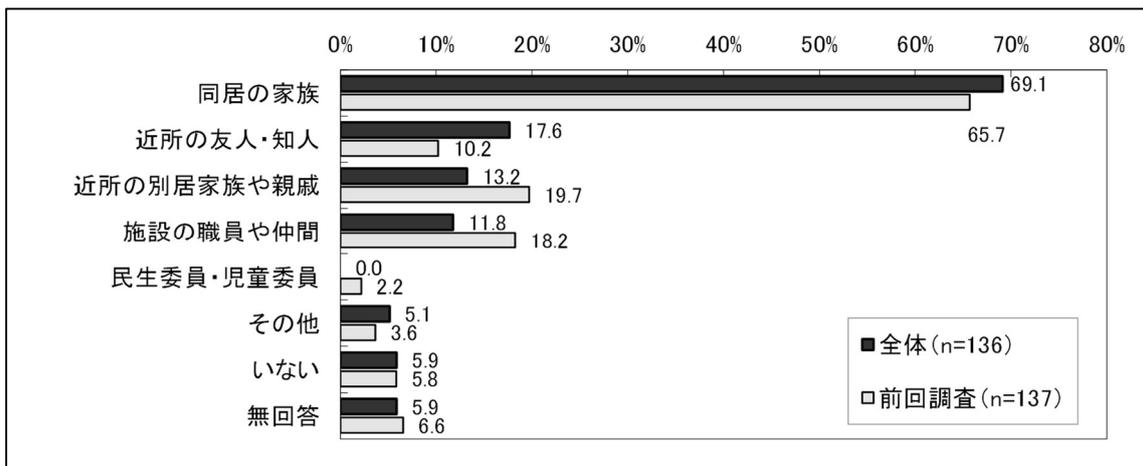


⑧ 災害時の対応

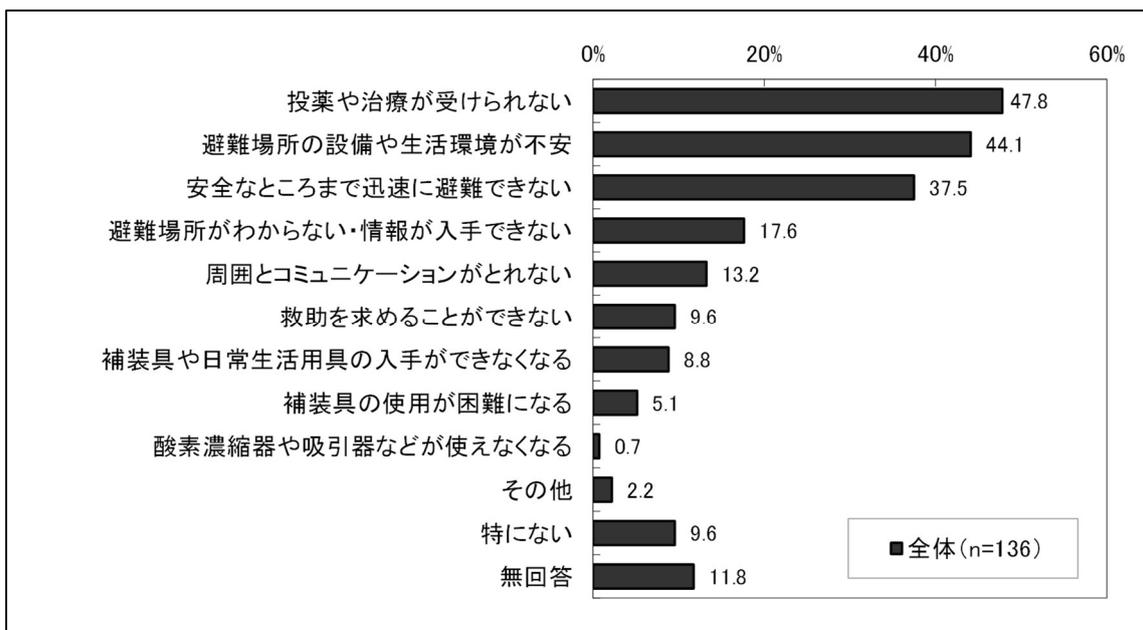
災害が起きた場合に、安全の確保などで頼れる人が「いない」と回答した人は5.9%で前回調査とほぼ同率となっています。災害対策基本法の改正により避難行動要支援者の個別避難計画の策定が努力義務化されていることも踏まえ、災害時には、とりわけ一人暮らしの人、あるいは一人であることが多い人への支援方策について、あらかじめ検討しておく必要があります。

また、災害時に困ることとしては「投薬や治療が受けられない」や「避難場所の設備や生活環境が不安」といった回答が多く、避難した後の生活に不安を抱えている状況がうかがえます。

災害時に頼れる人はだれか（全体／複数回答／前回調査との比較）



災害時に困ること（全体／複数回答）



⑨ 障害福祉サービス等へのニーズ

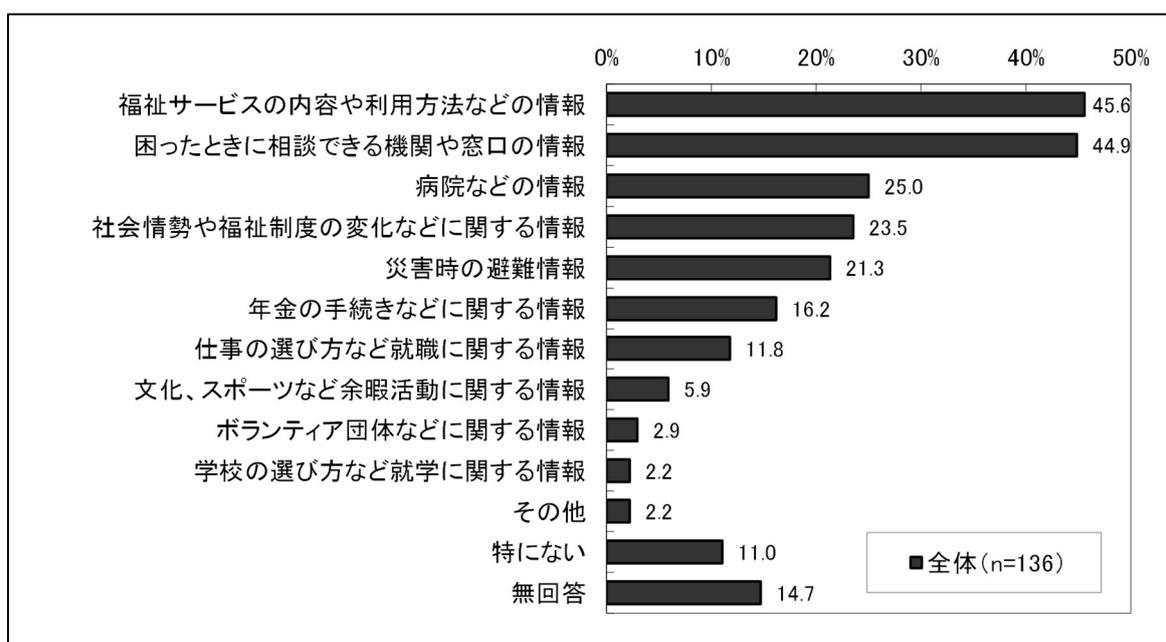
障害福祉サービスの現在の利用状況は、大部分のサービスにおいて「利用している」が1割に満たない状況でした。

一方で今後の利用希望については、相談支援は「利用したい」が33.8%で多く、また、居宅介護等の訪問・外出系サービスや自立訓練等の日中活動系サービスの利用意向も高くなっています。

また、今後特に充実してほしい情報としては、「福祉サービスの内容や利用方法などの情報」と「困ったときに相談できる機関や窓口の情報」が突出して多く、障害福祉サービス等のニーズは今後も増加していくことが想定されます。

こうしたニーズを踏まえ、相談支援体制の充実を図ることで障害福祉サービスのニーズを汲み取り、住民にとって真に必要なサービスと結び付けていくことが必要であると考えられます。また、今後も住み慣れた地域での生活を希望している人の支援ニーズに応じた必要なサービスを提供できる体制を整えるとともに、新たなサービスメニューの検討を進めることも求められます。

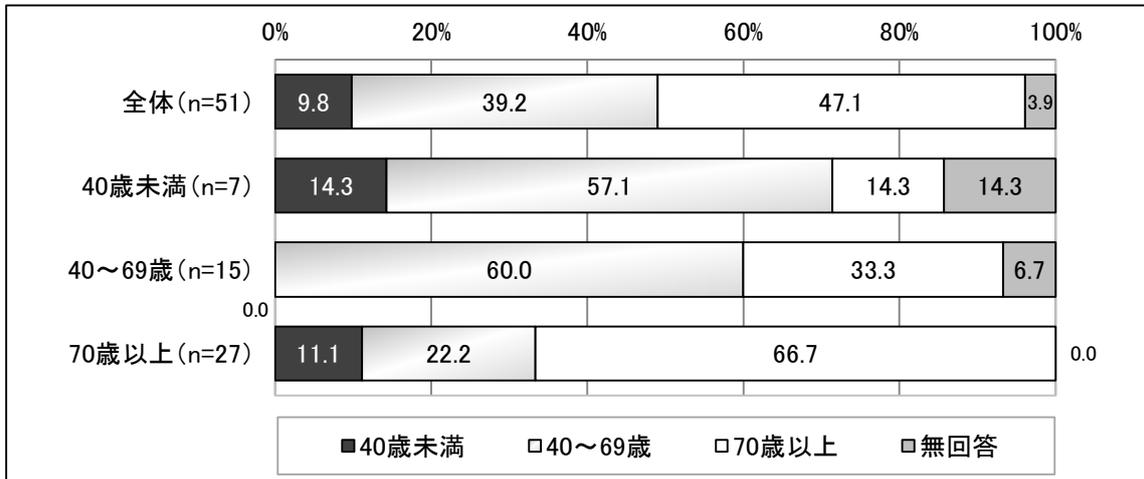
今後特に充実してほしい情報（全体／複数回答）



⑩ 支援者への支援

主に家族に支援を受けている場合の支援者の年齢を、回答者の年齢階層別にみると、回答者が40～64歳の場合、支援者は70歳以上の割合が33.3%となるなど、老障介護の状態もみられることから、支援者への支援も重要な課題となります。

主に家族に支援を受けている場合の支援者の年齢（全体／回答者の年齢階層別）



また、主な支援者が介助できなくなった場合、どのように対応するか尋ねたところ、「病院、施設に入所したい」が最も多く、また、「決まっていない」や「どうしたらよいかわからない」という回答も多くなっています。

「親亡き後」の生活への不安等がある障害のある人やその支援者が、住み慣れた地域で安心して生活し続けるため、居住支援のための必要な機能を整備し、居住支援の提供を目的とした地域生活支援拠点等における5つの機能（①相談支援、②緊急時の受入れ、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）の整備を進めるとともに、相談支援事業所等と連携してこの5つの機能を円滑に運用していくことも必要であると考えられます。

主な介助者が介助できなくなった場合どうするか（全体）

